

越前市早婚夫婦支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、婚姻が成立した夫婦に対し、越前市早婚夫婦支援金(以下「支援金」という。)を交付することにより、若い世代の結婚に伴う新生活のスタートアップに係る経済的負担を軽減することを目的とする。

(適用通則)

第2条 支援金の交付に関し必要な事項については、越前市補助金等交付規則(平成17年越前市規則第50号。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象夫婦)

第3条 支援金の交付を受けすることができる夫婦は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 令和6年1月1日以降に新規に婚姻が成立した夫婦であること。

(2) 婚姻日の時点において、夫婦ともに満39歳以下かつ夫婦の少なくとも一方が満29歳以下であること。

(3) 第5条第1項に規定する支援金の交付申請を行った日において、夫婦ともに越前市に住民登録を有していること。

(4) 夫婦の所得(夫婦それぞれの支援金交付申請日における合計所得金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第30号イ(2)の合計所得金額をいう。以下同じ。))が500万円未満であること。

2 前項第4号の夫婦の所得の算定においては、当該算定期間(直近の所得証明書の算定期間をいう。)において、夫婦の双方又は一方が公的団体又は民間団体から大学生、短期大学生、高等専門学生、専修学生又は大学院生の修学及び生活のために貸与された資金(以下「貸与型奨学金」という。)の返済を行っている場合にあっては、夫婦の所得から当該算定期間に返済した額を控除することとする。

3 前2項の規定にかかわらず、夫婦の双方又は一方が過去に福井県の結婚支援市町応援事業補助金に係るU25夫婦支援事業、U29夫婦支援事業又は早婚夫婦支援事業に基づく支援金の交付(他の自治体を実施するものを含む。)を受けている場合は、支援金の交付対象としない。

(支援金額)

第4条 支援金の金額は、1組の夫婦につき300,000円とする。ただし、夫婦の少なくとも一方が満25歳以下の場合の支援金の額は、1組の夫婦につき400,000円とする。

(支援金の交付申請及び請求)

第5条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、婚姻が成立した年度の3月31日まで(1月1日から同年3月末日までの間に婚姻が成立した夫婦にあっては、婚姻が成立した年度の翌年度の3月31日まで)に、次に掲げる書類を添えて越前市早婚夫婦支援事業支援金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(1) 同意書兼誓約書(様式第2号)

(2) 越前市早婚夫婦支援事業支援金交付請求書(様式第3号)

(3) 夫婦いずれかの通帳又はキャッシュカードの写し

(4) 婚姻後の戸籍謄本若しくは抄本のどちらか一方又は婚姻届受理証明書等婚姻日が分かる書類の写し

(5) 夫婦双方の住民票謄本又は抄本のどちらか一方の写し。ただし、必要な事項を市長が公簿等で確認できる場合は、添付を要しないものとする。

(6) 夫婦双方の所得がわかる書類(所得証明書)の写し。ただし、必要な事項を市長が公簿等で確認できる場合は、添付を要しないものとする。

(7) 前号の所得課税証明書の算定期間において貸与型奨学金を返済したこと及びその返済額がわかる書類の写し(貸与型奨学金を返済している場合に限る。)

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、申請書の提出があったときは、審査を行い、交付の結果を申請者に通知しなければならない。この場合において、支援金の交付を決定したときは支援金の交付をもって決定の通知とし、支援金の交付を却下したときは越前市早婚夫婦支援事業支援金交付却下通知書(様式第4号)により通知する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以降に婚姻届を提出し、受理された夫婦について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年3月1日以降に婚姻届を提出し、受理された夫婦について適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行し、この要綱による改正後の越前市U29夫婦支援事業実施要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、同年3月1日以降に婚姻届を提出し、受理された夫婦について適用する。

(経過措置)

2 新要綱第4条の規定にかかわらず、令和5年3月1日から同年9月30日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦であって、改正前の越前市U25夫婦支援事業実施要綱の規定に基づき支援金の交付を受けた者(以下「既支援者」という。)の支援金の金額は、1組の夫婦につき300,000円とする。

3 既支援者が支援金の交付を受けようとするときは、令和6年3月31日までに新要綱第5条第1項に規定する申請書及び添付書類を市長に提出しなければならない。

4 既支援者の申請については、様式第2号中「過去に結婚支援市町応援補助金に基づく事業による支援金の交付を受けたことがない」とあるのは、「過去にこの支援金の申請分について結婚支援市町応援補助金に基づく事業による支援金の交付を受けたことがない」に読み替えるものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、改正後の越前市早婚夫婦支援事業実施要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、同年1月1日以降に婚姻が成立した夫婦について適用する。

(経過措置)

2 この要綱を施行する際現にあるこの要綱による改正前の越前市U29夫婦支援事業実施要綱の様式により調製された用紙は、新要綱の様式により調製された用紙とみなす。